

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本口腔検査学会という。

2. この法人の英文名は、Japanese Society for Evidence and the Dental Professional と称し、略称を JSEDP とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県柏市十余二155番地17に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、口腔の病態と機能に関連する臨床検査を広く医療に応用することを念頭に置き、その学問と技術を研究し、歯科医療の向上、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術大会の開催
- (2) 学術誌の発行とオンラインによる配信
- (3) 口腔検査学に関する情報交換
- (4) 口腔検査学に関する国際交流
- (5) 口腔検査に関する社会への啓発活動
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員及び社員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

(1)正会員 この法人の目的に賛同する者で入会手続きを完了した者

正会員A: 歯科医師・医師

正会員B: 歯科衛生士・他職種

(2)名誉会員 この法人に特に功労のあった者又は口腔検査学の発展に関し功績のあった者で、理事長が推薦し社員総会の承認を得た者

(3)賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体

2. 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定された社員の権利を、代議員と同様に行使することができる。

(入会)

第7条 会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第8条 この法人の会員は、細則に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

2. 名誉会員は、入会金及び年会費を納めることを要しない。

3. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(3)死亡し若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が解散したとき

(4)除名されたとき

(5)第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒)

第11条 理事長は、会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議を経て懲戒することができる。

(1)法令又はこの定款若しくは規則等に違反したとき

(2)この法人の名誉又は信用を毀損する行為又は会員としての品位を損なう行為をしたとき

2. 懲戒は次の3種とする。
 - (1) 書面又は口頭による嚴重注意
 - (2) 会員資格の停止
 - (3) 除名
3. 前項第3号により会員を除名する場合は、理事会の決議を経て当該会員に除名の決議を行う社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
4. 除名は当該会員にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が第9条、第10条、第11条によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務はこれを免れることはできない。
2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返金しない。

第4章 代議員

(代議員)

- 第13条 この法人には正会員の中から選任された代議員を置く。
2. 代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(代議員の選任)

- 第14条 代議員は、正会員の中から選出し社員総会の承認を得た者とする。
2. 前項に関することは理事会において別に定める。

(代議員の任期)

- 第15条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 補欠によって選任された代議員の任期は、退任した代議員の任期の満了すべき時までとする。

第5章 社員及び社員総会

(社員総会)

第 16 条 社員総会は代議員をもって構成する。

2. 前項の社員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める社員総会とする。

(社員総会の権限)

第 17 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(社員総会の開催)

第 18 条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の 2 種とする。

2. 定時社員総会は、毎年事業年度終了後 3 か月以内に開催する。
3. 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 社員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(社員総会の招集)

第 19 条 社員総会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定により請求があった日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されない時は、招集の請求をした社員は裁判所の許可を得て臨時社員総会を招集することができる。
3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに、全社員に通知しなければならない。

(社員総会の議長)

第 20 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

ただし、代表理事が議長の任に当たる事ができないやむを得ない事情がある場合は、他の理事の中から選任する。

(社員総会の議決権)

第 21 条 社員総会における議決権は、社員一人 1 個とする。

(社員総会の決議)

第 22 条 社員総会の決議は、過半数の社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併

(6) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決の代理公使)

第 23 条 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を理事長に提出することにより、他の社員を代理人として議決権を行使させることができる。

2. 前項の場合における前条の摘要については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 24 条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及び出席した社員の中から、その社員総会において選出された議事録署名人 2 名が記名押印する。

第 6 章 役員

(役員)

第 27 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2. 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長とし、若干名を常務理事とする。
3. 前項の理事長をもって代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって社員以外の者から選任することを妨げない。

2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。
3. 理事及び監事は、兼務することができない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款の定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
4. 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5. 理事会は、この法人の社員総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

(監事の職務)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

(役員解任)

第 32 条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 33 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲以内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第 34 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事(理事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する監事(監事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 35 条 この法人には、理事会及び監事を置く。

2. 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解職

(招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件をみたしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第 29 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
3. 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、出席した理事が議事録に記名押印する。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入、

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て確実な方法により理事長が保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日ま

でに理事会が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第 46 条 この法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会、社員総会の決議を経て、承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 法人の合併(合併によりこの法人が消滅する場合の当該合併に限る)
- (3) その他法令で定められた事由

(剰余金の分配の制限)

第 50 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の処分)

第 51 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、社員総会の決議を経なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告方法は、官報に掲載してする。